

女性農業研修生を受け入れる 研修親を応援します

2次募集

令和2年度 女性農業研修生受入支援

1 支援の内容

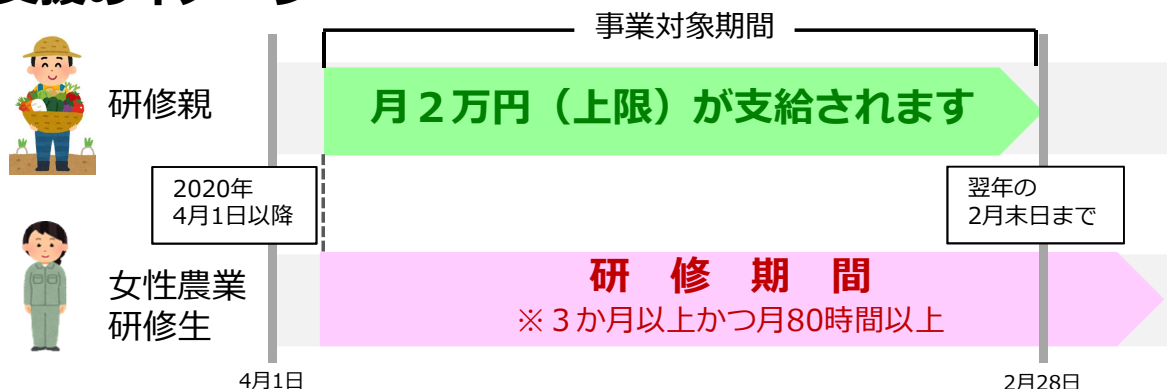
3か月以上、月80時間以上の研修に対し、
月2万円（上限）を支給します

2 支援の要件

研修親 （※事業対象者）	次の <u>いずれか</u> を満たす方 ・神奈川県農業経営士 ・農業次世代人材投資事業（準備型）において研修先として認められた農業者及び農業法人 ・農家研修生等指導農業者
女性農業研修生	次の <u>すべての</u> 要件を満たす方 ・研修開始時の年齢が50歳未満 ・県内での就農に向けて強い意欲がある ・研修親が親族でない ・研修親と過去に雇用契約を結んでいない ・労働報酬を受け取っていない ・「農の雇用事業」の研修生でない

※詳細は裏面をご確認ください。

3 支援のイメージ



4 申込締切日：令和2年10月30日（金）まで ※郵送必着

問合せ・申込先 神奈川県 農業振興課 普及グループ
電話：045-210-4446
住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1

事業内容

項目	内容
事業対象者 (研修親)	県内に居住し、県内で農業を営む、 <u>次のいずれかに該当する方</u> とします。 <ul style="list-style-type: none">・神奈川県農業経営士・農業次世代人材投資事業（準備型）において研修先として認められた農業者及び農業法人・農家研修生等指導農業者として登録されている方、又は<u>申請までに登録できる方</u>
研修生	事業対象者が支援を受けることができる研修生は、 <u>次のすべてに該当する方</u> とします。 <ul style="list-style-type: none">・研修開始時の年齢が50歳未満の女性とし、神奈川県内での就農に向けて強い意欲を有していること・研修生の親族（3親等以内の者）が事業対象者でないこと・研修生と事業対象者が、過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く）を結んでいないこと・事業対象者から研修の対価として労働報酬を受け取っていないこと・過去及び当該年度において「農の雇用事業」の研修生となっていないこと
事業要件	<ul style="list-style-type: none">・対象となる研修は、連続する3か月以上の研修とします。・事業対象期間は、令和2年4月1日から令和3年2月28日まで（3月は対象外）。・研修期間が複数年度に及ぶ場合は、研修開始から1年以内を対象とします。・1か月における研修時間は80時間以上とします。
申請手続	事業対象者は、 <u>令和2年10月30日（金）まで</u> に、申請書（様式第1号）を郵送してください。 提出先：〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県 環境農政局 農政部 農業振興課 普及グループ 宛 申請書の内容を確認し、適当と認めるときは予算の範囲内で支給を決定します。
実績報告	事業対象者は、別に通知する期日までに、実績報告書（様式第3号）、（別添1）研修状況報告、（別添2）研修日誌を提出してください。
支援金	<ul style="list-style-type: none">・事業対象期間を月割りで計算し、研修生1人当たり月2万円（上限）とします。・申請者が多数の場合は、別に定める算出方法により、予算の範囲内において額を決定します。・研修時間が80時間を満たさない月については支援金は支払わないものとします。
支援金の取消	事業対象者が、虚偽の申請をしたときや、研修受入先として相応しくない行為があった場合は、支援金支払の取消や支援金の返還を求めることがあります。
申請取下	事業の承認後に、研修の中止等により支援金の申請を辞退するときは、速やかに申請取下書（様式第6号）を提出してください。